

熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

制定	平成27年12月18日	市長決裁
改正	平成29年 2月 1日	市長決裁
	平成29年10月11日	経済観光局長決裁
令和 元年	7月23日	経済観光局長決裁
令和 2年	3月31日	商業金融課長決裁
令和 3年	4月 1日	産業振興課長決裁
令和 6年	8月 7日	市長決裁
令和 7年	3月31日	経済観光局長決裁
令和 8年	3月31日	経済観光局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の金融機関等と連携しながら、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、本市が地域経済循環創造事業交付金交付要綱（総務省制定。以下「総務省要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において熊本市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、総務省要綱に基づく交付金の交付決定を本市が受けた事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者であって、熊本市内に主たる事業所を有する者とする。ただし、団体の場合は、その構成員の2分の1以上が熊本市内に主たる事業所を有する者をもって組織された者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) この要綱に基づく補助金を過去に受けたことがある者
- (2) 市税を完納していない者

(交付期間)

第3条 この補助金を交付する期間は、交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業のために要する経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額から当該補助対象経費に充てるための金融機関の融資及び補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）の自己資金その他資金の合計額を控除した額とし、1事業当たりの上限額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 融資額等が補助金と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
- (2) 融資額等が補助金の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- (3) 融資額等が補助金の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- (4) 融資額等が補助金の4倍以上の額の場合 5,500万円

- 2 補助対象経費の算定に当たっては、総務省要綱第5条に定めるところによるものとする。
- 3 補助金の単年度ごとの交付額（以下、「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出された額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = (\text{交付限度額} \times A) - B$$

A：補助金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：補助対象事業の総事業費に対する執行业務費の割合

（事前相談）

第5条 補助金の交付を希望とする者（以下「相談者」という。）は、任意の事業計画書を作成し、本市施策との関連性を明示した上で、連携可能性のある課と連携可否について協議することとする。

- 2 前項の協議の結果、地域経済循環創造事業交付金の活用について連携可能性があると判断した場合、第21条に基づく別の定めにより、その内容を審査するものとする。
- 3 前項に規定する審査の結果、事業内容が地域資源の活用や地域の課題解決に資すると認められた場合、連携して事業実施する課（以下「担当課」という。）は、財政課及び総務省と事業実施に向けた調整をすることとする。
- 4 相談者は、担当課の求めに応じ、資料作成等、交付金申請に向けた事務手続きに協力するものとする。

（地域経済循環創造事業交付金の申請）

第6条 市長が総務省に、地域経済循環創造事業交付金の交付申請をするにあたり、相談者は次の各号に掲げる書類を作成し、担当課に提出するものとする。

- (1) 熊本市地域経済循環創造事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 熊本市地域経済循環創造事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) その他市長が必要と求める書類

2 補助対象経費の支出が2年にわたる場合は、熊本市地域経済循環創造事業補助金申請調書（様式第1号 別紙1）をあわせて提出すること。

3 補助事業の着手（工事等の発注を含む。）は、原則として、第7条第1項の規定により市長から補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（交付の申請）

第7条 事業内容が地域資源の活用や地域の課題解決に資する事業と認められた者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額とし

て控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならないこととする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を精査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定を行うとともに、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付決定をするときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 市長から求めがあったときは、補助対象事業の遂行状況について、熊本市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第6号）により市長に報告すること。

(2) 補助対象事業完了後、原則として5年間は、熊本市内に事業所において活動しなければならないこと。

(3) 次に掲げる場合には、事前に市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の配分を変更しようとするとき（変更額が補助対象経費の総額の10パーセント以内である場合を除く。）。

イ 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。

ウ 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助金の交付の目的に変更を生じないものであるとき（補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められる場合に限る。）。

(イ) 補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

エ 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

オ 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

カ 交付金事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき。

キ 取得財産等を処分しようとするとき。

ク 補助対象事業の完了後5年を経過する日前において、主たる事務所を熊本市外に移転するとき。

(4) 次に掲げる場合は、既に交付した補助金全部又は一部に相当する額を熊本市に返還しなければならないこと。

ア 補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合であって、既に交付した補助金の額が補助金の交付確定額を超えるとき。

イ 市長が、総務省要綱第22条に基づき総務大臣から交付金の全部又は一部に相当す

る金額の納付命令を受けた場合であって、市長が返還を要すると認めたとき。

エ その他市長が必要と認めたとき。

- (5) 交付申請時に、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して申請しなかったものについては、補助金の額の確定において、補助金に係る消費税等仕入控除税額の減額を行うこととする。
- (6) 交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して20日を経過する日までに、熊本市地域経済循環創造事業補助金申請取下書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- (7) 事業が完了した場合は、その日から起算して20日以内又は第8条の規定による交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に対し、第11条に基づく実績報告を行うこと。また、交付申請時に、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して申請しなかったものについては、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならないこと。なお、事業が完了せずに本市の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに第11条第1項に準ずる報告書を市長に提出しなければならないこと。
- (8) 交付申請時に、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して申請しなかったものについて、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、市長に対し、速やかに第11条第7項に基づく報告をしなければならないこと。
- (9) 補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の取消しを行うこと。
 - ア 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - イ 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合
 - ウ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - エ 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (10) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 取得財産等については、第18条に基づく台帳を備え管理しなければならないこと。
- (12) 当該年度に取得財産等があるときは、第18条第3項に基づく明細表を、第11条に基づく実績報告をする際に添付しなければならないこと。
- (13) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。
- (14) 補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、第16条に基づく報告書を市長に提出しなければならない

こととする。

- (15) 補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は、これを保存しなければならないこと。
- (16) 交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、総務省要綱第22条第9号に基づく調査を実施する場合、地域金融機関等の協力のもと、回答しなくてはならない。
- (17) 市長又は補助事業者が、総務省要綱第23条第2項に基づく命令を総務大臣から受けた場合は、それに従うこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(計画変更の申請等)

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付決定後に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに熊本市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書(様式第8号)を市長に提出し、その変更の承認を受けなければならないこととする。

- (1) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき(変更額が補助対象経費の総額の10パーセント以内である場合を除く。)
- (2) 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助金の交付の目的に変更を生じないものであるとき(補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められる場合に限る。)
 - イ 補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるもの
- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (6) 交付金事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、熊本市地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならないこととする。

2 補助事業者は、前項の報告書の提出を行うに当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1)熊本市地域経済循環創造事業補助金事業報告書(様式第10号)
- (2)熊本市地域経済循環創造事業補助金補助対象経費整理表(様式第11号)
- (3)補助対象経費に係る伝票類(請求書・領収書等)の写し
- (4)金融機関からの融資を証明する書類(融資契約書等)の写し
- (5)事業の成果が分かるもの(写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等)

3 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、熊本市地域経済循環創造事業補助金実績調査(様式第11号別紙1)をあわせて提出すること。

4 第1項の報告書の提出は、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は第8条の規定による交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならないこととする。

5 補助事業者は、事業が完了せずに本市の会計年度が終了したときには、交付の決定に係

る会計年度の翌年度の4月20日までに第1項に準ずる報告書を市長に提出しなければならないこととする。

6 第7条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、熊本市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第9号）を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならないこととする。

7 第7条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、熊本市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第9号）を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を熊本市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号）の提出によりこれを報告するとともに、これを返還しなければならないこととする。

8 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

（補助金等の額の確定）

第12条 市長は、交付すべき補助金の額が確定したときは、熊本市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金等の交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、熊本市地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

（交付の特例）

第14条 市長は、特に必要と認めるときは、第8条の規定による交付の決定の後に概算払いをすることができる。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の取消しを行うものとする。この場合において、市長は、取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（収益報告等）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、熊本市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完

了した日の属する年度の終了後5年間は、これを保存しなければならないこととする。

(納付金)

第17条 市長は、総務省要綱第22条に基づき総務大臣から交付金の全部又は一部に相当する金額の納付命令を受けたときは、当該交付金に基づき補助金を交付した補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる金銭の額は、第12条の規定により確定した補助金の額を上限とする。

3 第1項の規定により納付を命ずることが出来る額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこととする。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第16号)を備え管理しなければならないこととする。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理明細表(様式第17号)を添付しなければならないこととする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府、郵政省、自治省令第6号)第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ熊本市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書(様式第18号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により当該補助事業者収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を当該補助事業者に納付させることができる。

(補助金の返還)

第20条 市長は、第12条第2項、第15条、第17条第1項又は前条第2項の規定により補助金の返還を命ずるに当たって、補助事業者に通知を行うときは、熊本市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書(様式第19号)により行うものとする。

2 補助金の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附 則(平成29年2月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成29年10月11日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月7日決裁）

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則（令和8年3月31日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

熊本市地域経済循環創造事業実施計画書

事業名: _____

I 収支計画書

単位: 千円

年度	令和 年	令和 年	令和 年 (平成ベース)	計上根拠	令和 年	令和 年
収入見込 A (売上高等)	0	0	0		0	0
経常的支出合計 B (C+D+E)	0	0	0		0	0
地域資源活用費 C	0	0	0		0	0
原材料費						
地域人材活用費 D	0	0	0		0	0
労務費(新規雇用)						
労務費(既存人員)						
その他の経常的支出 E	0	0	0		0	0
光熱水費						
備品費						
修繕費						
リース・レンタル費						
会議費・旅費・交通費						
通信運搬費						
広告宣伝費						
その他地域からの人材費						
その他地域からの原材料費						
キャッシュフロー／年 F (A-B)	0	0	0		0	0

※1 本収支計画書は、申請年度から軌道に乗ったと思われる平成ベースの年度のものまでを記載すること。その後、設備投資の増加を伴わずに、収入見込増が想定されるものについては、平成ベース後数年間の見込値も記載すること。
 ※2 キャッシュフロー(F)は、初期投資に係る金融機関からの融資等の返済原資相当分となる。よって、各年度のキャッシュフロー(F)は、各年度の金融機関への返済予定額を上回るよう策定すること。なお、経常的支出合計(B)には、減価償却費を含まないので、(F)が更新投資財源相当に及ぶこともあり得る。
 ※3 収入見込(A)は、合理的かつ適切な数値を記入するとともに、※2の要素を勘案した上で、金融機関からの融資額の算出根拠となったものを記載すること。
 ※4 計上根拠については、具体的な資料を添付すること。(様式任意)

II 初期投資計画書(交付申請額算出表)

単位:千円

交付対象経費 経費区分	金額		※土地取得費用やランニングコストは対象外
	(税込み)	(税抜き)	計上内容、根拠(見積書を添付すること)
施設整備費			
機械装置費			
備品費			
調査研究費			
合計 A	0	0	
資金区分	金額		備考
事業者自己資金等 B			
融資額等 C (※注)			地域金融機関からの融資(円) 日本政策金融公庫からの融資(円) 沖縄振興開発金融公庫(円) ふるさと融資(円) 地域活性化ファンド等による出資(円)
公費による交付額 D			
合計		0	

※1 交付対象経費は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る。事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

※注 融資額の内訳を備考欄へ記載すること。

(様式第1号 別紙1) 熊本市地域経済循環創造事業補助金申請調書(1年目)

地方公共団体名:

事業名:

(単位: 千円)

初期投資内容	総事業費	本年度事業費(申請額)		翌年度事業費	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外		※土地取得費用やランニングコストは対象外	
		金額(税抜)	計上内容、根拠	金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計	0	0		0	
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額			単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A: 交付金が交付される年度の年度末における交付金事業の進捗率 B: 前年度未までに交付された交付金の総額 ※進捗率: 交付金事業の総事業費に対する執行事業費の割合		
うち地方費					
うち国費					
合計	0	0		0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

(様式第1号 別紙1) 熊本市地域経済循環創造事業補助金申請調書(2年目)

地方公共団体名:
 事業名:

(単位: 千円)

初期投資内容	総事業費 (前年度交付決定時)		前年度までの実績		本年度事業費(申請額)	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外				
		金額(税抜)	計上内容、根拠		金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費						
機械装置費						
備品費						
調査研究費						
初期投資額等合計	0	0			0	
資金計画						
事業者自己資金						
金融機関からの融資額						
公費による交付額						単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A: 交付金が交付される年度の年度末における交付金事業の進捗率 B: 前年度末までに交付された交付金の総額 ※進捗率: 交付金事業の総事業費に対する執行事業費の割合
うち地方費						
うち国費						
合計	0	0			0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

様式第2号(第6条関係)

熊本市地域経済循環創造事業実施計画書

I 事業実施主体の概要

(1) プロフィール

(単位：千円)

名称			
法人形態 (該当する形態に○)	1 株式会社	2 合名会社	3 合資会社 4 その他 ()
代表者役職・氏名			
経理責任者役職・氏名			
担当者役職・氏名			
住所		電話番号	
資本金		従業員数	
設立年月日		事業実施主体のHPのURL	
主要事業の概要			
出資又は出捐構成 (上位5者の名称、出資又は出捐額及びその割合)			
国又は地方公共団体等が出資又は出捐する法人については、その名称、出資又は出捐額及びその割合			

(2) 事業実施主体の財務状況

(単位：千円)

損益状況	売上高A	営業利益B	営業利益率 C=B/A	経常利益D	当期純利益 (税引後) E	繰越利益F	減価償却G
／ 期							
／ 期							
／ 期							
決算見込							

II 事業計画の概要

(図表や写真も極力別紙とせず貼り付けるなど、内容やイメージが伝わるよう具体的に記載してください。)

(1) 交付対象事業の名称
(2) 交付対象事業の概要 (150字程度)
(3) 交付対象事業の実施背景・目的 (400字程度) (産学官連携によるビジネスを通じて地域課題を解決すべく検討した経緯、ビジネスの狙いを中心に記載してください。) (例) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域課題や事業立ち上げの背景 ▪ 立ち上げまでの検討経緯 ▪ 事業の実施目的、課題解決策

(4) 事業実施主体のバックグラウンド（これまでの事業実績、地域との関係性、地域貢献等を記載してください。）
(300字程度)

(5) 具体的な事業内容（ビジネスを構成する事業単位（概ね商品・サービス単位）ごとのビジネスモデルについて、初期投資内容との対応関係や販売先、ターゲット顧客などにも触れつつ、具体的に記載してください。）（600字程度）

(6) 商品・サービスの特徴

①活用する地域資源（原材料等）は何か（特徴、地域との関係性、仕入れ先などを具体的に記載してください。）（300字程度）

②商品やサービスの内容、特徴、強み（300字程度）

(7) 地域人材雇用計画等

①地域人材等の雇用計画（生産プロセスと必要な人員配置などについて新規雇用者と既存人員の役割等がわかるように記載してください。）（200字程度）

②事業や雇用の継続のための人材育成計画（200字程度）

(8) 事業戦略（需要開拓、販路確立等に向けた具体的な施策）

< 4 P 戦略的視点 >

①プロダクト（製品・サービス）（150字程度）

②プライス（価格）（150字程度）

③プレイス（販路）（150字程度）

④プロモーション（宣伝）（150字程度）

(9) 公共的な地域課題の解決に向けた実現策等

①地域課題と解決の実現策（本事業によって公共的な地域課題をどのように解決するか等を記載してください。）

<地域課題>（300字程度）	
<解決の実現策>（300字程度）	

②地域への波及効果及び数値目標（本事業によって②のほか、地域にどのような好循環をもたらすか等を記載してください。）（400字程度）

(10) 事業の新規性（事業実施者にとってどのような点が新規事業であるかについて記載してください。）（100字程度）

(11) 事業のモデル性（地域の中で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得るについて、記載してください。）（150字程度）

(12) 金融機関等との調整状況

金融機関の融資了解の有無	ふるさと融資の利用予定の有無	融資等予定額 (千円)	担保・保証条件			
			物的担保の有無	人的保証の有無	信用保証協会の保証の有無	その他担保・保証の有無

(13) 地域での事業実施体制

想定している地方公共団体の役割	金融機関の役割	その他関係者の役割

(14) 事業に内在するリスクと回避策等

①産学金官の地域の関係者間（上記（13）において記載いただいた体制）での、事業に内在するリスクとその回避策に係る検討内容、結果（300字程度）
 （考えられるリスク）
 ・地域資源や人材が確保できないなどにより想定どおりに生産・サービスの提供ができない
 ・販路や顧客が確保できない
 ・法令等の規制等
 事業の実現可能性や持続可能性を見据え、これらのリスクに対して、上記（13）で記載いただいた地域の関係者間で綿密に検討した内容を記載してください。そのうえで、リスク回避・軽減策を記載してください。

②金融機関見解（リスクに関する検討内容、結果に関する見解を経営等の観点から記載してください。）（300字程度）

(15) 事業化段階及び事業化後のフォロー体制のあり方について

①事業化段階及び事業化後において助言・フォローを行う者（特に経営に影響を与えるおそれがある事象が生じた場合等において、事業の継続性確保のために助言を行う主体について、現時点で想定している体制をご記入ください。記載いただいた内容を参考に、担当課等と協議の上決定いたします。）

②想定しているフォロー体制（①の者がどのような状況において、どのような支援・協力といったフォローを行うのか具体的に記載してください。）（200字程度）

③①②の関係者に対する事業報告（時期、頻度、内容について記載してください。）（200字程度）

<添付書類> 本調書には以下の書類を添付すること。

① 法人の沿革、組織図、従業員数等の概要、品目、実績及び主たる事業所の所在状況についての記載を含んだ書類(上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可)

② その他、パンフレット等の補足資料(任意)
(備考)

1 必要に応じて、適宜欄の拡大を行うこと

2 全項目について記載すること

Ⅲ 連携する金融機関

金融機関・支店名	(連絡先) 担当者名、電話番号
本件融資に係る融資額、融資期間（新規契約分）	
本件融資に係る担保・保証条件（新規契約分）	
金融機関意見欄（融資額、融資期間等の考え方）	

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金交付決定前着手届出

熊本市地域経済循環創造事業補助金について、

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に喪失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する
- 2 交付決定を受けた交付金の金額が、交付申請額または交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって意義を申し立てない
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないことを条件に、下記事業について交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

記

・事業名	
・事業量	
・事業費（千円）	
事業実施主体	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
交付決定前に事業に着手する理由	

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金交付申請書

熊本市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的 熊本市地域経済循環創造事業補助金に係る事業

2 交付申請金額 千円

3 補助金事業経費総括表交付対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分（円）					
融資額等	公費による交付額			その他	計
	うち地方費	うち国費 （交付金）			

（注）仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち公費〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 補助対象事業の開始（予定）日 令和 年 月 日

5 補助対象事業の完了予定日 令和 年 月 日

6 補助金事業の実施期間 年度から 年度まで

（複数年度の場合の添付書類）

- ・熊本市地域経済循環創造事業補助金申請調書（様式第1号 別紙1）

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名

様

熊本市長

熊本市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市地域経済循環創造事業補助金については、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業の目的 熊本市地域経済循環創造事業補助金に係る事業
- 2 交付額 千円
- 3 補助金事業経費総括表

資金区分(円)			
融資額等	公費による交付額	その他	計

(注1) 公費による交付額は上記の額を上限とする。

(注2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額は、補助金交付申請書記載のとおりとする。

(注3) 交付要綱の定めるところにより、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき又は資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき等は、計画変更承認申請を要するので、留意すること。

(交付の条件)

- (1) 市長から求めがあったときは、補助対象事業の遂行状況について、熊本市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第6号）により市長に報告すること。
- (2) 補助対象事業完了後、原則として5年間は、熊本市内に事業所において活動しなければならないこと。
- (3) 次に掲げる場合には、事前に市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の配分を変更しようとするとき（変更額が補助対象経費の総額の10パーセン

- ト以内である場合を除く。)
- イ 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。
 - ウ 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助金の交付の目的に変更を生じないものであるとき（補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められる場合に限る。）。
 - (イ) 補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。
 - エ 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - オ 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - カ 交付金事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき。
 - キ 取得財産等を処分しようとするとき。
 - ク 補助対象事業の完了後5年を経過する日前において、主たる事務所を熊本市外に移転するとき。
- (4) 次に掲げる場合は、既に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を熊本市に返還しなければならないこと。
- ア 補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合であって、既に交付した補助金の額が補助金の交付確定額を超えるとき。
 - イ 市長が、総務省要綱第22条に基づき総務大臣から交付金の全部又は一部に相当する金額の納付命令を受けた場合であって、市長が返還を要すると認めたとき。
 - ウ その他市長が必要と認めたとき。
- (5) 交付申請時に、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して申請しなかったものについては、補助金の額の確定において、補助金に係る消費税等仕入控除税額の減額を行うこととすること。
- (6) 交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して20日を経過する日までに、熊本市地域経済循環創造事業補助金申請取下書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- (7) 事業が完了した場合は、その日から起算して20日以内又は第8条の規定による交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に対し、第11条に基づく実績報告を行うこと。また、交付申請時に、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して申請しなかったものについては、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならないこと。なお、事業が完了せずに本市の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに第11条第1項に準ずる報告書を市長に提出しなければならないこと。
- (8) 交付申請時に、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して申請しなかったものについて、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、市長に対し、速やかに第11条第7項に基づく報告をしなければならないこと
- (9) 補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の取消し

を行うこと。

ア 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

イ 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

ウ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

エ 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する
必要がなくなった場合

- (10) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 取得財産等については、第18条に基づく台帳を備え管理しなければならないこと。
- (12) 当該年度に取得財産等があるときは、第18条第3項に基づく明細表を、第11条に基づく実績報告をする際に添付しなければならないこと。
- (13) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。
- (14) 補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、第16条に基づく報告書を市長に提出しなければならないこととする。
- (15) 補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は、これを保存しなければならないこととする。
- (16) 交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、総務省要綱第22条第9号に基づく調査を実施する場合、地域金融機関等の協力のもと、回答しなくてはならない。
- (17) 市長又は補助事業者が、総務省要綱第23条第2項に基づく命令を総務大臣から受けた場合は、それに従うこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

〇〇〇年 月 日付け 第 号により交付決定された熊本市地域経済循環創造事業補助金について、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、〇〇年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金申請取下書

年 月 日付で交付の申請を行った地域経済循環創造事業交付金について、その申請を取り下げたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

注) 熊本市地域経済循環創造事業補助金交付決定書(様式第5号)の写しを添付すること。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付で交付の申請を行った熊本市地域経済循環創造事業補助金について、その申請を変更したいので、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金実績報告書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定された熊本市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業について、〔完了・会計年度が終了〕したので、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金事業の名称

2 補助金事業の交付金実績額 千円

3 補助金事業の実施状況

補助金事業者の名称	
着手日	
完了日	

4 補助金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分(円)			
融資額等	公費による交付額	その他	計

(注1) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち公費〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 以下の書類を添付すること。

- 熊本市地域経済循環創造事業補助金事業報告書（様式第10号）
- 熊本市地域経済循環創造事業補助金補助対象経費整理表（様式第11号）
- 補助対象経費に係る伝票類（請求書・領収書等）の写し
- 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し
- 事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）
（複数年度の場合のみ）
- 熊本市地域経済循環創造事業補助金実績調書（様式第10号 別紙1）

熊本市地域経済循環創造事業補助金 事業報告書

(1) 事業実施主体の概要			
名称		従業員数	
住所		主要事業の概要	
代表者			
資本金		出資又は出捐構成 (上位5者並びに国及び自治体の名称、出資又は出捐額及びその割合)	
設立年月日			
(2) 補助対象事業名			
(3) 総務省からの交付決定日			
(4) 補助対象事業の開始年月日			
(5) 補助対象事業の目的			
(6) 補助対象事業の概要(2~3行程度)			
(7) 補助対象事業の事業内容(詳細)			
(8) 補助対象経費により事業実施主体が整備する施設、設備等の概要			
(9) 商品・サービスの特徴(活用する地域資源、商品・サービスの特徴等)			

(10) 本事業の背景にある公共的な地域課題

(11) 実現策(公共的な地域課題をどのように解決するか)、本事業が地域にもたらす公益的效果

(12) 新規性・モデル性(同様の公共的な地域課題を抱える他の自治体に対する本事業の新規性・モデル性)

(13) 行政代替効果(本事業によってどういった行政負担を代替するし、どの程度代替するか)

(14) 補助対象事業開始に当たり新規に雇用する者の職種(正社員・パートなど)及び人数(雇用状況及び今後の見込み)

(15) 地域金融機関の融資状況

(16) 事業を軌道に乗せるにあたって、今後の課題(事業に内在するリスク)及びその解決策

(17) 事業化後の今後のフォローのあり方について(誰(地方公共団体、地域金融機関、その他)がどのように行うのか)

初期投資(土地取得、ランニングコストは除く)計画

単位:円

補助対象経費	当初(補助金申請時)		実績額(事業完了時)		計画と実績の差異
	計画額 (税抜き)	計上根拠	実績額 (税抜き)	計上根拠	
		単価・数量・根拠		単価・数量・根拠	
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
補助対象経費合計(円単位)	0		0		
資金計画					
事業者自己資金 B					
金融機関(機関名を記入) からの融資額 C				融資契約日: 融資期間: 融資利率:	
公費による補助額 D (E+F)					
合計	0		0		

※ 補助対象経費は補助金充当の前提となる新規事業に係るものに限る。事業実施主体から支出されるものを記載すること。

補助申請額		千円
-------	--	----

※千円単位で記載してください。
(千円未満切り捨て)

担保・保証の状況

担保・保証の状況を記載してください。当該補助金は、金融機関からの融資状況(自治体より「無」として報告いただいた担保・保証条件)をもとに決定しておりますので、担保の状況は申請時と変わらないことを前提とします。

物的担保の有無	人的保証の有無	信用保証協会の保証の有無	その他担保・保証の有無

(様式第10号 別紙1) 熊本市地域経済循環創造型補助金実績調査(1年目)

地方公共団体名: _____
 事業名: _____

(単位: 千円)

初期投資内容	総事業費	本年度実績		翌年度事業費	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外		※土地取得費用やランニングコストは対象外	
		金額(税抜)	計上内容、根拠	金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計	0	0		0	
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額			単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A: 交付金が交付される年度の年度末における交付金事業の進捗率 B: 前年度未までに交付された交付金の総額 ※進捗率: 交付金事業の総事業費に対する執行事業費の割合		
うち地方費					
うち国費					
合計	0	0		0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

(様式第10号 別紙1) 熊本市地域経済循環創造事業補助金実績調書(2年目)

地方公共団体名:

事業名:

(単位: 千円)

初期投資内容	総事業費 (前年度交付決定時)		前年度までの実績		本年度実績	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外				
		金額(税抜)	計上内容、根拠		金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費						
機械装置費						
備品費						
調査研究費						
初期投資額等合計	0	0			0	
資金計画						
事業者自己資金						
金融機関からの融資額						
公費による交付額						単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A: 交付金が交付される年度の年度末における交付金事業の進捗率 B: 前年度末までに交付された交付金の総額 ※進捗率: 交付金事業の総事業費に対する執行事業費の割合
うち地方費						
うち国費						
合計	0	0			0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限り、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

様式第11号(第11条関係)

熊本市地域経済循環創造事業補助金補助対象経費整理表

	経費区分	経費支出内容	支払い元	支払い先	契約日	納入日	支払日	支払額 (税込み)	消費税額	支払額 (税抜き)	領収書 番号	領収書の 確認欄
例	備品費	冷蔵庫	経費の支払者 (実施主体)	経費の支出先	契約書の 日付け	物品を 納入した日	振込明細書 等の日付け	54,000	4,000	50,000	1-1	確認の有 無(○×で 記載)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
合計								0	0	0		

※適宜、行を加えるなどご自由にお使いください。

※見積書、発注書、契約書、納品書、領収書等に番号を付け、それぞれが対応するよう作成ください。

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定された熊本市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業について、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第12条による額の確定額）	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

注） 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第13号（第12条関係）

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名

様

熊本市長

熊本市地域経済循環創造事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した熊本市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額について、金 円に確定したので、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

様式第14号（第13条関係）

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書

熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額								

金融機関名	種別	口座番号					
銀行 本店	普通						
信用金庫 支店							
農協 出張所	当座						
労働金庫 支所							
フリガナ							
口座名義							

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定された熊本市地域経済循環創造事業補助金について、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位:円)

補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度まで の補助金事 業に係る支 出額	基準納付額	前年度まで の補助事業 に係る市へ の累積納付 額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注)

- 「補助事業に係る本年度収益額:(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費(外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等)、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
- 「控除額:C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額(補助事業に要した経費-補助金確定額)をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助金事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額-前年度までの収益累積額)をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額:D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
- 「基準納付額:E」とは「補助事業に係る本年度収益額:B」から「控除額:C」を差し引いた額に、「補助金確定額:A」を乗じ、「本年度までの補助金事業に係る支出額:D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) A / D)$
- 「前年度までの補助金事業に係る市への累積納付額:F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「本年度納付額:G」とは、「基準納付額:E」と「累積納付額:F」の合計額が「補助金確定額:A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額:E」と「累積納付額:F」の合計額が「補助金確定額:A」を超える場合には、「補助金確定額:A」から「累積納付額:F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$
- (B)補助事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

様式第16号（第18条関係）

取得財産等管理台帳

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- （注）
1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
 2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
 3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第17号（第18条関係）

取得財産等管理明細表

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
事業者名
代表者名

熊本市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

標記について、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 総事業費
- 3 補助対象経費
- 4 処分する施設又は設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

※1 処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

※2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。

様式第19号（第20条関係）

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名

様

熊本市長

熊本市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した熊本市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額について、金 円の返還を命じるので、熊本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により、通知する。